

## 防火設備の定期検査報告時期等の変更について

令和7年4月1日から、防火設備の定期検査報告の時期等を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

つきましては、所有する建築物に設置しております防火設備の検査を適切に実施のうえ、ご報告いただきますようよろしくお願ひします。

記

### 1. 防火設備の定期検査報告時期の変更

	変更前の報告時期	変更後の報告時期
平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証の交付日が平成29年5月31日以前の場合	毎年5月31日	毎年7月1日から 12月28日まで
検査済証交付日が平成29年6月1日以降の場合	毎年検査済証の交付日の属する月に応当する月の末日	

※ 防火設備の報告時期を建築物の報告時期と合わせました。

※ 令和7年中は経過措置として変更前の報告期間でもご提出いただけます。

(詳細は別紙参照)

### 2. 検査から報告までの期間の指定

変更前の期間の指定	変更後の期間の指定
指定なし	3ヶ月以内に検査した結果に基づいて報告

### 3. 添付図書の指定

変更前	変更後
添付図書の指定なし	付近見取図及び配置図

別紙

## 防火設備の報告期間の変更に係る経過措置について

◎令和7年中に限り、経過措置として以下の区分に応じた期間に報告できます

【平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証の交付を受けた日が平成29年5月31日以前の場合】

令和7年5月1日から同月31日まで又は令和7年7月1日から同年12月28日まで

### 【検査済証の交付を受けた日が平成29年6月1日以降の場合】

検査済証の交付を受けた月の初日から末日まで又は令和7年7月1日から同年12月28日まで

令和7年

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
時 期			H29.5.31 以前に検査済証の交付を受けたもの 5月中に提出可能 ↔				←	変更後の報告期間				→

◎令和8年からは全ての物件が7月1日から12月28日までに報告することとなります

令和8年

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
時 期									この期間のみ提出可能			